

北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等規則の一部を改正する規則

北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等規則（平成27年北上市規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(主食費の徴収)</p> <p>第5条 <u>条例第7条に規定する主食費は、同条に定める1食当たりの主食費の額に、主食を提供する年度において主食を提供する日数（以下「年間提供日数」という。）を乗じて得た金額を、市長が定める方法により10期に分割し、主食の提供を受ける日の属する年度の5月から2月までの各月の末日（当該日が金融機関の休日に当たるときは、翌営業日とする。以下次条において同じ。）までに徴収する。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>(副食費の徴収)</p> <p>第6条 <u>条例第8条に規定する副食費は、次の各号に定めるところにより徴収する。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(利用者負担額等の減免)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 利用者負担額の減免の額は、前項第1号に該当する場合は<u>別表第2</u>に、同項第2号から第5号までに該当する場合は別</p>	<p>(主食費の額等)</p> <p>第5条 <u>条例第7条第2項の規定により規則で定める主食費の額は、1食当たり37円とし、当該額に主食を提供する年度において主食を提供する日数（以下「年間提供日数」という。）を乗じて得た金額を、市長が定める方法により10期に分割し、主食の提供を受ける日の属する年度の5月から2月までの各月の末日（当該日が金融機関の休日に当たるときは、翌営業日とする。以下次条において同じ。）までに徴収する。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>(副食費の額等)</p> <p>第6条 <u>条例第8条第2項の規定により規則で定める副食費の額は、別表第2に定める額とし、次の各号に定めるところにより徴収する。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(利用者負担額等の減免)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 利用者負担額の減免の額は、前項第1号に該当する場合は<u>別表第3</u>に、同項第2号から第5号までに該当する場合は別</p>

表第3に定めるところによるものとする。

3～5 [略]

(補則)

第8条 [略]

別表第1 (第2条関係)

表第4に定めるところによるものとする。

3～5 [略]

(特定乳児等通園利用料の額)

第8条 条例第10条の規定により規則で定める特定乳児等通園利用料の額は、利用児童1人につき1時間当たり300円とする。ただし、次の各号に掲げる世帯に係る1時間当たりの特定乳児等通園利用料の額は、利用児童1人につき当該各号に定める額とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯 0円

(2) 乳児等支援給付認定保護者及び当該乳児等支援給付認定保護者と同一の世帯に属する者の前年度分（9月から3月までの特定乳児等通園利用料にあっては、当該年度分）の市町村民税の所得割の額を合算した額が77,101円未満である世帯 100円

(3) 要支援児童（児童福祉法（昭和24年法律第164号）第6条の3第5項に規定する保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童をいう。）又は要保護児童（同条第8項に規定する保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童をいう。）のいる世帯その他市長が特に支援が必要と認める世帯 100円

(補則)

第9条 [略]

別表第1 (第2条関係)

[略]

[略]

別表第2（第6条関係）

<u>利用者の区分</u>	<u>金額</u>
<u>法第19条第1号の認定を受けた小学校就 学前子ども</u>	円 <u>1食あたり 240</u>
<u>法第19条第2号の認定を受けた小学校就 学前子ども（満3歳に達する日以後の最 初の3月31日までの間にあるもの以外の ものに限る。）</u>	<u>月額 4,800</u>

別表第2（第7条関係）

[略]

別表第3（第7条関係）

[略]

別表第3（第7条関係）

[略]

別表第4（第7条関係）

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。